

(仮称)埼玉中部資源循環センター一整備事業

環 境 影 響 評 価 準 備 書

概 要 版

平成 30 年 8 月

吉 見 町

目 次

序章	環境影響評価準備書作成までの経緯等	序-1
1	環境影響評価準備書について	序-1
2	準備書作成までの経緯	序-1
第1章	対象事業の概要	1-1
1.1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1.2	対象事業の目的及び実施区域等	1-1
第2章	環境影響評価の調査項目	2-1
2.1	環境影響評価項目の選定	2-1
2.2	環境影響評価項目の選定理由	2-3
第3章	現地調査の概要	3-1
第4章	予測及び評価の概要	4-1
4.1	大気質	4-1
4.2	騒音・低周波音	4-11
4.3	振動	4-19
4.4	悪臭	4-24
4.5	水質	4-26
4.6	土壌	4-27
4.7	動物	4-31
4.8	植物	4-32
4.9	生態系	4-33
4.10	景観	4-34
4.11	自然とのふれあいの場	4-35
4.12	日照障害	4-37
4.13	電波障害	4-38
4.14	廃棄物等	4-39
4.15	温室効果ガス等	4-41

第 5 章	事後調査の計画	5-1
5.1	事後調査項目の選定	5-1
5.2	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合 の対応方針	5-8
5.3	事後調査を実施する主体	5-8

序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

1 環境影響評価準備書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年12月 埼玉県条例第61号)に基づき、平成28年12月2日付けで知事に提出した「(仮称)埼玉中部循環センター整備事業環境影響評価調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を行い、埼玉県環境影響評価条例に基づいた「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)をとりまとめたものである。

2 準備書作成までの経緯

環境影響評価の手続は、「埼玉県環境影響評価条例」に基づき実施しており、現在は準備書に関する手続の段階である。

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見及び知事意見を反映させるために、調査計画書の内容を再検討するとともに、事業計画・土地利用計画等の具体化に伴う調査内容の充実等を図り、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った。

第 1 章 対象事業の概要

第1章 対象事業の概要

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1.1 名称

埼玉中部資源循環組合

1.1.2 代表者

管理者 宮崎 善雄

1.1.3 所在地

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216 番地 1

1.2 対象事業の目的及び実施区域等

1.2.1 事業の目的

東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村の2市6町1村は、5つの団体に分かれてごみ処理を行っているが、各施設は老朽化が進行し、施設を建替える時期に来ている。

一方、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化・コスト縮減等の観点から、ごみ処理の広域処理が求められている。そのため、川島町を除く2市5町1村は平成27年4月に、可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する埼玉中部資源循環組合（以下、「本組合」という。）を発足した。その後、平成27年12月に、単独で可燃ごみの処理を行っている川島町が、本組合に加入し、2市6町1村の一部事務組合となった。

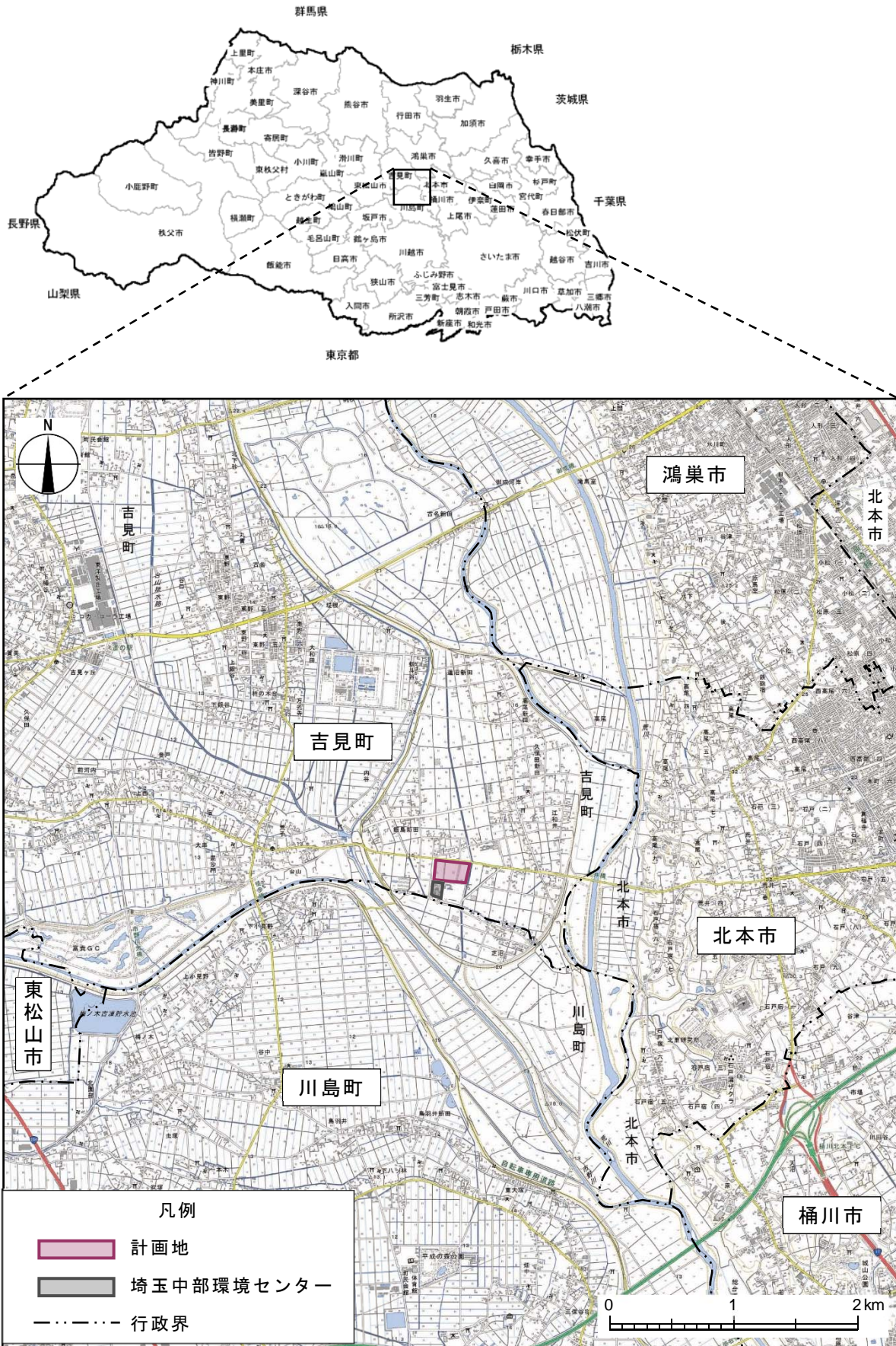
本組合では、構成する市町村の循環型社会形成の拠点として、（仮称）埼玉中部資源循環センター（以下、「新施設」という。）の整備を実施する。これにより、積極的なサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルを実現し、循環型社会の形成に資するものとする。

1.2.2 事業の実施区域

事業計画の実施区域（以下「計画地」という。）の位置を図1.2-1に、計画地周辺の空中写真を写真1.2-1に示す。

計画地は、埼玉県比企郡吉見町の南東部に位置し、敷地面積は約5haである。

計画地北側には、主要地方道東松山桶川線が東西方向に走っており、南側では現在、埼玉中部環境センター（ごみ処理施設）が稼働している。



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図

図 1.2-1 計画地の位置



写真 1.2-1 計画地周辺の空中写真

資料) 地理院地図(電子国土 Web)

1.2.3 対象事業の実施期間

事業の実施工程は表 1.2-1 に示すとおりで、平成 34 年度内に供用開始を予定している。

ただし、行政手続きや建設工事条件等により、変更される場合がある。

表 1.2-1 事業の実施期間

年度 項目	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■	■	■	■	■	■
施設建設事業者選定 (要求水準書含む)	■	■	■	■	■	■	■	■
施設建設工事	■	■	■	■	■	■	■	■
施設供用	■	■	■	■	■	■	■	■

1.2.4 施設配置計画

計画地の主要設備の施設計画は表 1.2-2 に、全体配置図(案)は図 1.2-2 に示すとおりである。

敷地全体を 1m 程度盛土し、浸水を防止する。

工場棟(ごみ処理施設)は、近隣住宅地から最も離れた計画地南東側に設置するとともに、ごみ搬出入車両の出入り口は北側及び西側に配置し、職員用出入口は東側に配置する。さらに、緊急時に消防車両等が速やかに進入できるよう南側出入口(常時閉鎖)を計画する。工場棟へのごみの搬入は、ランプウェイを設置し、掘削量の低減と浸水対策を図る。また、環境学習や工場見学の来客用及び職員用の駐車場を設け、計画地北東側には調整池を設置する。調整池には機械式排水方式を採用する。計画地敷地周囲は緑地整備(植樹)により緩衝帯とする。

計画地北側は地域コミュニティの拠点として住民の健康増進と地域の産業振興を支援するための付帯施設を建設する。ここでは、ごみ焼却処理施設(熱回収施設)から回収した余熱を利用する計画である。その他、緑地、付帯施設利用者向けの駐車場、電気自動車充電スペース等を整備する予定であり、今後地域住民との協議により検討を進めていくこととしている。

表 1.2-2 施設計画概要(予定)

建築物等	概要
工場棟 (ごみ処理施設)	ごみ焼却処理施設(熱回収施設)及びマテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)からなる。 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 1棟
煙突	地上高さ:59m 構造:建物一体型
調整池	オープン型。
通路・駐車場等	計量棟(計量機 3基)、洗車設備を含む。
付帯施設(管理棟)	健康増進施設、農産物販売所等を配置予定。 見学者説明会場を兼ねる。 構造:鉄筋コンクリート造
緑地	緑地として、芝張り及び植樹。
通路・駐車場等	電気自動車充電スペースを含む。

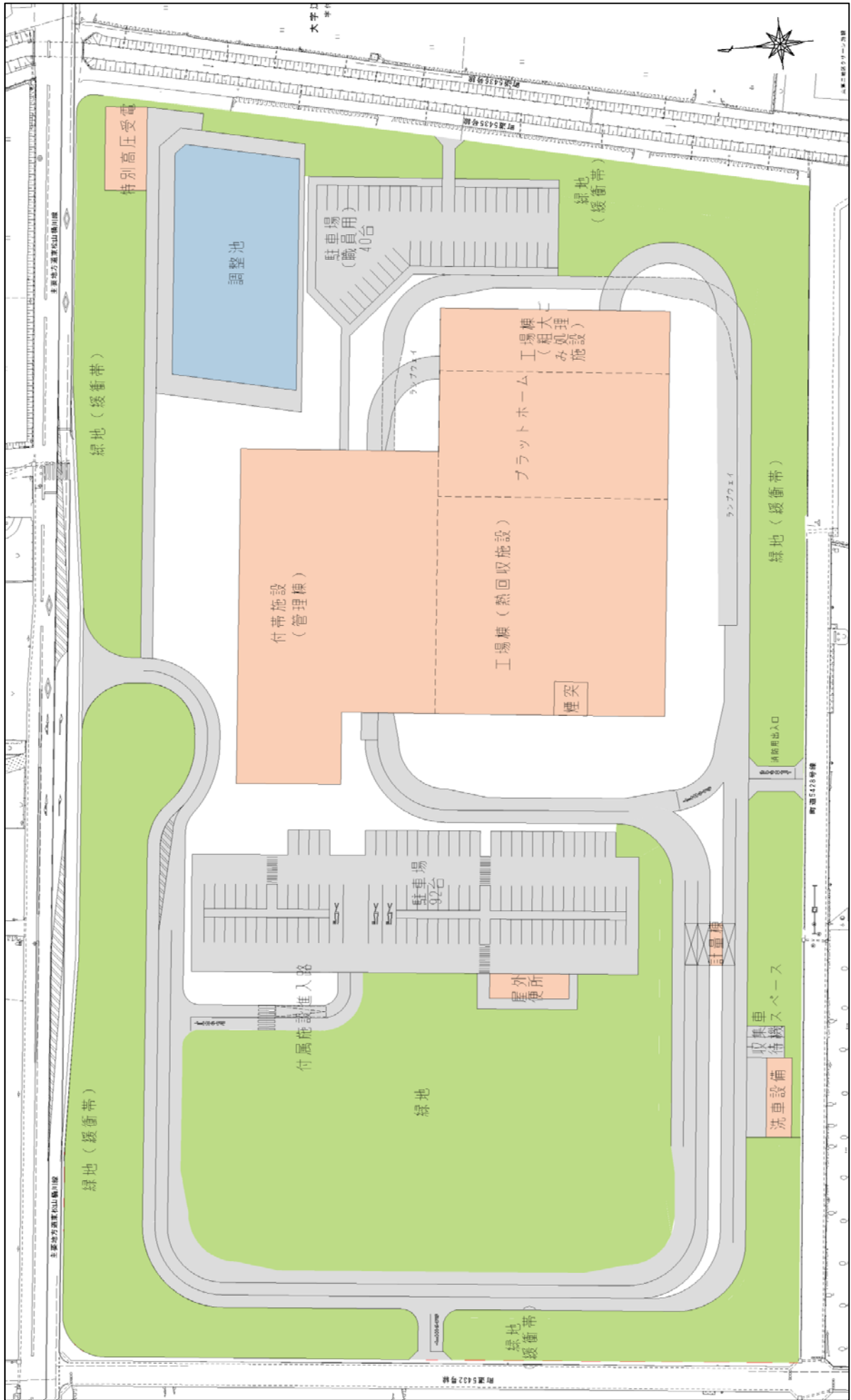


図 1.2-2 計画地の全体配置図(案)

1.2.5 工事計画

工事工程(案)は表 1.2-3 に示すとおりで、平成 32 年度から平成 34 年度にかけて 3 年で終了する予定である。

表 1.2-3 工事工程(案)

施設名	工事項目	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
ごみ処理施設	設計・申請許可				
	土木建築工事				
	設備工事				
	外構工事				
	試運転・性能試験				

注) 本表は、平成 30 年 4 月現在でのおおよその計画日程である。

第 2 章 環境影響評価の調査項目

第2章 環境影響評価の調査項目

2.1 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、本事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針の別表 3-5 の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表 2.1-1 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあい場、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 17 項目とした。

表 2.1-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分 環境影響要因			工事			存在・供用					
			建設機械の稼働	車資 材運 の搬 走等 の行 の	造 成 等 の 工 事	(施 設 の 存 在 含 む)	施 設 の 稼 働	付 帯 施 設	自 動 車 等 の 走 行	付 帯 施 設 の 利 用 客	
調査・予測・評価の項目											
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●		●	◎	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物		◎			●		●	◎	
		浮遊粒子状物質		◎			●		●	◎	
		炭化水素		◎			●		●	◎	
		粉じん	●	●			◎		●	◎	
	大気質に係る有害物質等					●					
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●		●	◎	
		低周波音					●				
	振動	振動	●	●			●		●	◎	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度					●			◎	
		特定悪臭物質					●				
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量					△	△		
			または化学的酸素要求量					△	△		
			浮遊物質			◎		△	△		
			窒素及びりん					△	△		
			水温					△	△		
			水素イオン濃度			◎		△	△		
			溶解酸素量					△	△		
		その他の生活環境項目					△	△			
		健康項目等					×				
底質		強熱減量									
	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
	底質に係る有害物質等					×					
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目										
水象	河川等の流量、流速及び水位					△	△				
	地下水の水位及び水脈					△					
	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目			◎		●					
地盤	地盤沈下					△					
地象	土地の安定性										
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)					×					
	表土の状況及び生産性										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●			○				
	植物	保全すべき種			◎		○				
		植生及び保全すべき群落				◎	○				
		緑の量					×				
生態系	地域を特徴づける生態系		●			○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)					×				
		眺望景観					●				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●			○	○	◎		
	史跡・文化財	指定文化財等					×				
		埋蔵文化財					×				
	日照障害	日影の状況					●				
電波受信状況						●					
風害	局所的な風の発生状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		●				
		残土									
	雨水及び処理水										
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●			●	◎	●	◎		
	オゾン層破壊物質					×					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	×	×								

●:標準的に選定する項目。 ○:事業特性、地域特性により選定する項目。

×:標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。

◎:標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

△:事業計画の修正により、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目。

2.2 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価の項目として選定した理由は、表 2.2-2(1)～(3)に、選定しない理由は、表 2.2-3 にそれぞれ示すとおりである。

表 2.2-2(1) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による窒素酸化物の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働によるごみ焼却処理施設の排ガスからの窒素酸化物の発生、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による窒素酸化物の発生が考えられるため、選定する。
	二酸化硫黄または硫黄酸化物	存在・供用	ごみ処理施設の稼働によるごみ焼却処理施設の排ガスからの硫黄酸化物の発生が考えられるため、選定する。
	浮遊粒子状物質	工事	資材運搬等の車両の走行による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働によるごみ焼却処理施設の排ガスからの浮遊粒子状物質の発生、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、選定する。
	炭化水素	工事	資材運搬等の車両の走行による炭化水素の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による炭化水素の発生が考えられるため、選定する。
	粉じん	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による粉じんの発生が考えられるため、選定する。
存在・供用		ごみ処理施設の稼働によるマテリアルリサイクル推進施設(破碎設備及び選別設備)からの粉じんの発生、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による粉じんの発生が考えられるため、選定する。	
大気質に係る有害物質等	存在・供用	ごみ処理施設の稼働によるごみ焼却処理施設の排ガスからの有害物質(塩化水素、ダイオキシン類、水銀)の発生が考えられるため、選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働による建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による工場騒音、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による道路交通騒音の発生が考えられるため、選定する。
	低周波音	存在・供用	ごみ処理施設の稼働による低周波音の発生が考えられるため、選定する。

表 2.2-2(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
振動	振動	工事	建設機械の稼働による建設作業振動、資材運搬等の車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による工場振動、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生、ごみ収集車両の走行に伴う悪臭の影響が考えられるため、選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため、選定する。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	浮遊物質	工事	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	窒素及びりん	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	水温	存在・供用	付帯施設の稼働に伴う温排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	水素イオン濃度	工事	造成等の工事に伴いコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	溶存酸素量	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
その他の生活環境項目	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。	
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地下水位や水脈に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	地下水の水位及び水脈	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地下水位や水脈に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
土壌	土壌に係る有害項目	工事	計画地内において土壌の汚染が確認された場合に、造成等の工事に伴う周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による有害物質を含む排ガスの発生及び焼却灰の飛散に伴う土壌への影響が考えられるため、選定する。
地盤	地盤沈下	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地盤沈下の影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。

表 2.2-2(3) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事により保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在により保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため、選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事	造成等の工事により保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在により保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため、選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事により地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在により地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため、選定する。
景観	眺望景観	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在により周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため、選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への利用阻害が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在・稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため、選定する。
日照阻害	日影の状況	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在による日照阻害により周辺地域への影響が考えられるため、選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の存在により電波受信状況の悪化が懸念されるため、選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事により建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため、選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴い温室効果ガス(二酸化炭素等)の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行に伴う温室効果ガス(二酸化炭素等)の発生が考えられるため、選定する。

表 2.2-3 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
水質	健康項目等	存在・供用	ごみ処理施設の稼働によって発生するプラント排水は、排水処理設備で処理し施設内で再利用することで計画地外へは排出しない。また、ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、公共用水域への排出ではなく、農業集落排水処理施設に排水するため、選定しない。
底質	底質に係る有害物質等		
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	存在・供用	計画地内には重要な地形及び地質は存在しないため、選定しない。
植物	緑の量	存在・供用	計画地は主に水田であり、樹林地は分布していない。また、都市的地域ではないことから選定しない。
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	存在・供用	計画地及びその周辺地域は主に水田地帯であり、景観資源として抽出すべき要素がないことから選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用	計画地内には指定文化財等及び既知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、選定しない。 ただし、本事業実施後に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り、適切に対処する。
	埋蔵文化財		
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用	埼玉中部資源循環組合では使用済みの消火器や冷蔵庫、冷凍庫については受け入れない計画である。 また、ごみ処理施設の空調機器等には極力ノンフロン製品を採用することとし、適正管理を徹底することから、オゾン層破壊物質の排出及び漏洩はないものと考えられるため、選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事	計画地周辺地域における空間線量率の測定結果は低い値で推移している。また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域への拡散・流出による影響はほとんどないと考えられるため、選定しない。